

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (長寿社会政策課) ー
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出 (同) ー
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ー
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課) ー
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 二
- 道路の供用開始(二件) (同) 三
- 建築基準法第八十六条の五第二項の規定に基づく認定の取消し (建築宅地課) 三
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 四
- 宮城県美術館特別展「トリノ・エジプト展」に係る前売観覧料の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 四
- 探石業務管理者試験の実施 (産業立地推進課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五

告 示

○宮城県告示第七百十八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可した。
平成二十一年八月七日

○四四三二八〇〇二八	介護老人保健施設なこそね 遠田郡美里町中坪字上戸三十四	医療法人社団博亮会	平成二十一年五月一日
○四五〇七八〇〇三六	介護老人保健施設なとり 一名取市高館熊野堂字若口下 番地の二	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日
○四五二二八〇〇四四	介護老人保健施設なかた 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百十九号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四五〇七八〇〇一〇	介護老人保健施設エヴァ・グリーン「なとり」 一名取市高館熊野堂字若口下 一番地の二	医療法人掬水会	平成二十一年五月三十一日
○四五二二八〇〇一〇	介護老人保健施設なかた 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十一年五月三十一日

○宮城県告示第七百二十号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四一五五〇〇六五一	事業所の名称及び所在地 アリスサポート株式会社 仙台市青葉区七北田字 ビスセンター	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 アリスサポート株式会社	指定年月日 平成二十一年八月一日
------------	--	---------------------------------	---------------------	---------------------

古内百三十番地

○宮城県告示第七百二十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

いしのまき農業協同組合

石巻市中里五丁目一番十二号

二 農地保有合理化事業の実施地域

石巻市及び東松島市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十一年七月二十九日

○宮城県告示第七百二十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年八月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社菅原組 菅原 佐太郎	石巻市沢田字平形山根 十三	般・十七 七号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十一年 七月十三日
株式会社佐千代 組 佐藤 明子	本吉郡南三陸町志津川 字汐見町九十一・一	般・特・十九 第九百五十五号	一部廃業 特定建設業 建築工事業	平成二十一年 七月三日

有限会社本田工務店 正悦	大崎市鹿島台平渡字西宮ノ沢八・二	般・十七 第八千五百四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十一年 七月八日
-----------------	------------------	-----------------	-----------------------------------	----------------

三松園 折笠 茂	仙台市青葉区みやぎ台一丁目一・十五	般・十八 第二万三千二百六号	全部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十一年 七月十日
-------------	-------------------	-------------------	------------------------	----------------

カネサ 安部 陽一	遠田郡美里町二郷字前谷地五十	般・十七 第一万三千二百六号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 七月三日
--------------	----------------	-------------------	-----------------------	----------------

株式会社アクテ 伊藤 耕	加美郡加美町字矢越二百六十七・一	般・十七 第七十五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十一年 七月十五日
-----------------	------------------	---------------	------------------------	-----------------

株式会社セイス 庄子 政巳	仙台市宮城野区小田原弓ノ町三十一	般・十七 第二万七千六百二十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業	平成二十一年 七月十日
------------------	------------------	---------------------	--	----------------

三洋東北産機システム株式会社 畦本 文雄	仙台市青葉区一番町一丁目十六・二十三	般・十八 第一万七千七百五号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 管工事業	平成二十一年 七月八日
-------------------------	--------------------	-------------------	--------------------------------	----------------

○宮城県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

三 道路の区域

一 道路の種類	宮城県知事 村 井 嘉 浩
二 路線名	築館栗駒公園線

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		九・〇 一〇・二	九・〇 一〇・八	三〇・〇 三〇・〇

○宮城県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川一迫線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		五・四 二七・〇	五・四 一〇・〇	六六・〇 六六・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩出山上蝦沢線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		五・四 二七・〇	五・四 一〇・〇	六二・八 六二・八

○宮城県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	栗原市築館字照越浅松沢三〇番五地先から 同市築館字照越浅松沢三番地先まで	平成二十一年 八月七日

○宮城県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	花山一迫線	栗原市花山字本沢天神一四番一地先から 同市花山字本沢天神四四番四地先まで	平成二十一年 八月七日

○宮城県告示第七百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定により、認定を取り消した。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

申請者氏名	申請者住所	対象区域	認定の取消を行った認定番号 及び認定年月日
独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原一〇〇番の一	亘理郡山元町第五十六・一号 第五十六・四号 第五十七・二号	昭和五十六年七月六日 昭和五十七年三月三十一日 昭和五十七年十一月二十七日

院長 木村 格 番	部	第五十八/四号 昭和五十八年十二月六日 第五十九/四号 昭和六十年一月二十八日 第六十一/七号 昭和六十二年二月十六日 第四/二号 平成四年六月二十五日
	部	(一八七五九 一・二九平方 メートル)

○宮城県告示第七百二十八号
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第三第一号の表三菱UFJ信託銀行株式会社の中

仙台支店 仙台駅前支店	仙台市青葉区一番町三丁目一番五号 仙台市青葉区一番町三丁目一番五号	県庁支店 県庁支店
----------------	--------------------------------------	--------------

を

仙台支店	仙台市青葉区一番町三丁目一番五号	県庁支店
------	------------------	------

に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年八月八日から施行する。

○宮城県告示第七百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「トリノ・エジプト展」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十一年七月二十七日次のとおり委託した。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉五丁目八番二十三号

株式会社仙台放送

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二

公 告

みやぎ生活協同組合
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 地方職員共済組合宮城県支部
 二 委託期間
 平成二十一年八月十日から同年十月十六日まで

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
 平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十一年十月九日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

パレス宮城野
 仙台市青葉区上杉三丁目三・一

三 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

- 1 受験願書の受付期間は、平成二十一年九月三日（木）から同月十七日（木）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。
- 2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。
- 3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び各地域事務所へ配布する。
- 4 受験願書の提出先
 宮城県経済商工観光部産業立地推進課
 〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 （電話〇二二・二二一・二七三二）
- 5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称 黒川郡富谷町とちの木二丁目二十五番二、二十五番三、二十五番四、二十五番百二十、二十五番百二十一及び二十五番百二十二(第一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区本町三番十号

藤田建設株式会社